

# 島根県風力発電所環境配慮指針

## 目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 環境影響評価に関する手続等
  - 第1節 環境影響評価方法書の作成等（第3条 - 第8条）
  - 第2節 環境影響評価の実施等（第9条・第10条）
- 第3章 準備書（第11条 - 第17条）
- 第4章 環境影響評価書（第18条 - 第20条）
- 第5章 事後調査（第21条）
- 第6章 環境保全の配慮等（第22条 - 第24条）
- 第7章 雑則（第25条・第26条）

## 附則

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この指針は、事業者が行う風力発電所建設事業について、事業者が自主的に行う環境影響評価に関する手続が円滑に進行し、地域特性に配慮した適切な環境配慮が効果的に行われることにより、「豊かな環境を守りはぐくみ、持続的に発展する島根」をつくるのに寄与することを目的とする。

#### （定義）

第2条 この指針において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

環境配慮 対象事業の実施に際し、立地位置の検討にあたって環境影響評価の結果を勘案し、必要に応じ、環境の保全措置を講じることをいう。

環境影響評価 対象事業の実施が環境に及ぼす影響について、環境の構成要素に係る項目ごとに調査、予測、評価（以下「調査等」という。）を行うとともに、これらを行う過程においてその事業に係る環境の保全のための措置を検討し、この措置が行われた場合における環境影響を総合的に評価することをいう。

対象事業 総出力が1万キロワット以上の風力発電所の施設を新たに建設する事業又は既設の風力発電所の施設に新たに1万キロワット以上の出力を有する施設を建設する事業（総出力が1万キロワット未満の施設を建設する事業で事業者自らが知事の意見を求めようとするものを含む。）をいう。

風力マニュアル等 風力発電のための環境影響評価マニュアル（平成15年6月新エネルギー・産業技術総合開発機構編）及び猛禽類<sup>きん</sup>保護の進め方（平成8年8月環境庁自然保護局野生生物課編）をいう。

### 第2章 環境影響評価に関する手続等

#### 第1節 環境影響評価方法書の作成等

#### （方法書の作成）

第3条 事業者は、対象事業に係る環境影響評価を行う方法について、風力マニュアル等により、次に掲げる事項を記載した環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成するものとする。

事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地）

対象事業の目的及び内容

対象事業が実施されるべき区域（以下「対象事業実施区域」という。）及びその周囲の概況

対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法  
（方法書の送付）

第4条 事業者は、方法書を作成したときは、知事及び対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（以下「関係地域」という。）を管轄する市町村長（以下「関係市町村長」という。）に対し、方法書を送付するものとする。

（方法書の公告及び縦覧）

第5条 事業者は、方法書を作成したときは、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について環境の保全の見地から意見を求めるため、方法書を作成した旨及び島根県環境影響評価条例施行規則（平成11年島根県規則第98号。以下「規則」という。）第8条各号に掲げる事項に準じて知事が必要と認める事項を公告し、関係地域において、方法書を公告の日から起算して1月間縦覧に供するものとする。

（方法書についての意見書の提出）

第6条 方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、前条の公告の日から、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までの間に、事業者に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

（方法書についての意見の概要の送付について）

第7条 事業者は、前条の期間を経過した後、知事及び関係市町村長に対し、前条の規定により述べられた意見の概要（同条の意見書の提出がなかったときは、その旨）を記載した書類を送付するものとする。

（方法書についての知事等の意見）

第8条 知事は、前条の書類の送付を受けたときは、60日以内に事業者に対し、方法書について環境の保全の見地から意見を書面により述べるものとする。

2 前項の場合において、知事は、期間を指定して、方法書について前条に規定する市町村長の環境の保全の見地からの意見を求めるものとする。

3 第1項の場合において、知事は、方法書について島根県環境影響評価技術審査会の意見を聴くものとする。

4 第1項の場合において、知事は、前2項の意見を勘案するとともに、前条の書類に記載された意見に配慮するものとする。

5 知事は、第1項の規定により意見を述べたときは、同項の書面の写しを第2項に規定する市町村長に送付するものとする。

## 第2節 環境影響評価の実施等

(環境影響評価の項目等の選定)

第9条 事業者は、前条第1項の意見を勘案するとともに、第6条の意見に配慮して第3条第1項第4号に掲げる事項に検討を加え、風力マニュアル等で定めるところにより、対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定するものとする。

(環境影響評価の実施)

第10条 事業者は、前条の規定により選定した項目及び手法に基づいて、風力マニュアル等で定めるところにより、対象事業に係る環境影響評価を実施するものとする。

### 第3章 準備書

(準備書の作成)

第11条 事業者は、前条の規定により対象事業に係る環境影響評価を行った後、当該環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を聴くための準備として、風力マニュアル等で定めるところにより、当該結果に係る次に掲げる事項を記載した環境影響評価準備書(以下「準備書」という。)を作成するものとする。

第3条第1号から第3号までに掲げる事項

第6条の意見の概要

第8条第1項の知事の意見

前2号の意見についての事業者の見解

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

環境影響評価の結果

環境影響評価を全部又は一部を他の者に委託して行った場合には、その者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(準備書の送付)

第12条 事業者は、準備書を作成したときは、知事及び関係市町村長に対し、準備書を送付するものとする。

(準備書の公告及び縦覧)

第13条 事業者は、前条の規定による送付を行った後、準備書に係る環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を求めるため、準備書を作成した旨及び規則第16条各号に掲げる事項に準じて知事が必要と認める事項を公告し、関係地域内において、準備書及び要約書を公告の日から起算して1月間縦覧に供するものとする。

(説明会の開催等)

第14条 事業者は、前条の縦覧期間内に、関係地域内において、準備書の記載事項を周知させるための説明会を開催するものとする。

2 事業者は、前項の説明会を開催することができない場合には、前条の縦覧期間内に、準備書を要約したものの提供その他の方法により、準備書の記載事項を周知させるように努めなければならない。

3 事業者は、第1項の説明会を開催したときは、その状況を知事及び関係市町村長に報告するものとする。

(準備書についての意見書の提出について)

第15条 準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、第13条の公告の日から、

同条の縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過するまでの間に、事業者に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

(準備書についての意見概要等の送付)

第16条 事業者は、前条の期間を経過した後、知事及び関係市町村長に対し、同条の規定により述べられた意見の概要及び当該意見についての事業者の見解(同条の意見書の提出がなかったときは、その旨)を記載した書類を送付するものとする。

(準備書についての知事等の意見)

第17条 知事は、前条の書類の送付を受けたときは、90日以内に、事業者に対し、準備書について環境の保全上の見地からの意見を書面により述べるものとする。

2 前項の場合において、知事は、期間を指定して、準備書について関係市町村長の環境の保全の見地からの意見を求めるものとする。

3 第1項の場合において、知事は、準備書について島根県環境影響評価技術審査会の意見を聴くものとする。

4 第1項の場合において、知事は、前2項の意見を勘案するとともに、前条の書類に記載された意見及び事業者見解に配慮するものとする。

5 知事は、第1項の規定により意見を述べたときは、同項の書面の写しを関係市町村長に送付するものとする。

#### 第4章 環境影響評価書

(評価書の作成)

第18条 事業者は、前条第1項の意見を勘案するとともに、第15条の意見に配慮して準備書の記載事項について検討を加え、準備書に係る環境影響評価の結果に係る次に掲げる事項を記載した環境影響評価書(以下「評価書」という。)を作成するものとする。

第11条第1項各号に掲げる事項

第15条の意見の概要

前条第1項の知事の意見

前2号の意見についての事業者の見解

(評価書の送付)

第19条 事業者は、評価書を作成したときは、速やかに、知事及び関係市町村長に対し、評価書及びこれを要約した書類(次条において「要約書」という。)を送付するものとする。

(評価書の公告及び縦覧)

第20条 事業者は、前条の規定による送付をしたときは、評価書を作成した旨及び規則第30条各号に掲げる事項に準じて知事が必要と認める事項を公告し、関係地域内において、評価書及び要約書を公告の日から起算して1月間縦覧に供するものとする。

#### 第5章 事後調査

第21条 事業者は、予測の不確実性の程度が大きい選定項目について環境保全措置を講ずることとする場合又は効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずることとする場合において、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるときは、対象事業に係る工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始後において環境の影響を把握するための調査(以下「事後調査」という。)を行うものとする。

- 2 事業者は、事後調査を行ったときは、当該事後調査の結果を知事に報告するものとする。
- 3 知事は、事後調査の結果の報告があったときは、その内容について審査を行い、対象事業の実施等に関して環境の保全についてさらに適正に配慮する必要があると認めるときは、事業者に対し、必要な措置について助言することができる。

## 第6章 環境保全の配慮等

(許認可等に際しての環境保全上の配慮等)

第22条 知事は、事業者が対象事業を実施することについて、法令の規定に基づく許可、認可、免許、特許、承認、同意その他これらに類する行為(以下「許認可等」という。)又は届出(当該届出に係る法令において、当該届出に関し、当該届出を受理した日から起算して一定の期間内に、その変更について勧告又は命令をすることができることが規定されているものに限る。以下「特定届出」という。)を要する場合において、当該許認可等を行い、又は当該特定届出を受理する権限を有するときは、当該許認可等又は当該特定届出に係る事項の審査に際し、当該対象事業に係る評価書の内容について配慮するものとする。

- 2 知事は、前項に規定する場合において許認可等を行い、又は特定届出を受理する権限を有する者が知事以外の者であるときは、当該許認可等を行い、又は特定届出を受理する権限を有する者に対し、評価書の写しを送付し、当該許認可等又は当該特定届出に係る事項の審査に際し、当該評価書の内容について配慮するよう要請するものとする。

(事業者の環境の保全の配慮等)

第23条 事業者は、評価書に記載されているところにより、環境の保全についての適正な配慮をして当該対象事業を実施するものとする。

(工事着手等の報告)

第24条 事業者は、対象事業に係る工事に着手するとき、又は当該工事を完了したときは、その旨を知事及び関係市町村長に報告するものとする。

## 第7章 雑則

(送付)

第25条 事業者は、作成した方法書、準備書及び評価書を知事あてに35部を、関係市町村長あてに5部をそれぞれ送付するものとする。

(様式の準用)

第26条 この指針の施行に係る報告等の様式は、規則に定める届出等の様式を準用するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この指針は、平成19年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この指針の施行の日前において第5条の規定による方法書の公告に相当する公告をした者として知事が認める者については、この指針の規定は適用しない。